

ひたちなか市

# 外国人のための 生活ガイドブック

～ひたちなか市でくらす～



日本語

# このガイドブックをパソコンやスマートフォンで見る

【ひたちなか市の公式Webサイト】



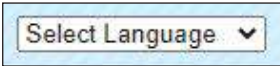


このガイドブックは、ひたちなか市公式Webサイトの“non-Japanese”にも掲載しています。ガイドブックに記載されているリンクから関連ページにアクセスすることができます。

# このガイドブックをパソコンやスマートフォンで自動翻訳する

【ひたちなか市の公式Webサイト】



市のWebサイトに掲載されている情報などは、下の表に書かれている方法で、パソコンやスマートフォンから翻訳することができます。

方法	手順	メモ
ひたちなか市公式Webサイトの自動翻訳機能を使って翻訳する。 	①“Select Language”をクリックする。 ②言語を選ぶ。 翻訳したい言語がない場合も、いずれかの言語を選択したあと、「翻訳する言語」を変えることで希望する言語に翻訳できます。	ひたちなか市公式Webサイト全体が多言語に翻訳されます。ただし、外部リンクへ飛んだ場合は、翻訳されません。
Google Chromeから翻訳する。 (パソコンやスマートフォンにGoogle Chromeをダウンロードしている方)	①Google Chromeを使って調べたい内容を検索し、翻訳操作をおこなう。(※) ..... ※詳しい操作方法は、Google Chromeのヘルプサイトを参照してください。  (日本語)  (英語) 	【携帯電話】 見ているページが翻訳されます。 【パソコン】 全てのWebサイトが常に翻訳されます。  設定方法などは、使用する機械によって異なりますので、自分で調べて利用してください。

そのほか、翻訳アプリを使用して翻訳することもできます。

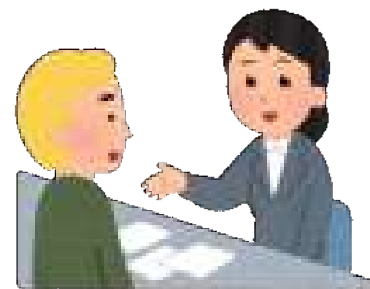
# 目次

母国語で相談をしたいとき	1
ひたちなか市の相談窓口	2
日本語を勉強したいとき	3
<b>1 地域の交流</b>	<b>4</b>
1.1 ひたちなか市国際交流協会	4
1.2 ひたちなか市市民活動課	4
<b>2 緊急のとき</b>	<b>5</b>
2.1 盗難・暴力にあったら⇒電話110	5
2.2 交通事故が起きたら⇒電話110	5
2.3 火事が起きたら⇒電話119	6
2.4 急病・大けがのときには⇒電話119	6
2.5 土日祝日や夜間に病気になったら	7
<b>3 防災</b>	<b>8</b>
3.1 災害への備え	8
3.2 避難情報の種類	10
3.3 地震が起きたら	10
3.4 台風・大雨・竜巻が起きたら	11
3.5 原子力事故が起きたら	12
<b>4 引っ越し</b>	<b>13</b>
4.1 家を借りたいとき	13
4.2 住民登録をする	14
4.3 学校を変わるとき	14
4.4 電気を使い始める	16
4.5 ガスを使い始める	17
4.6 上下水道を使い始める	17
4.7 引っ越しでいらなくなったごみ	18
4.8 そのほかの手続き	18
<b>5 暮らし</b>	<b>19</b>
5.1 自治会	19
5.2 ごみの出し方	19
5.3 家族構成が変わったとき	20
5.4 印鑑	22
5.5 銀行	22
5.6 郵便局	23
5.7 自動車やバイクを運転する	24
5.8 自転車に乗る	25
5.9 スマイルあおぞらバスに乗る	26

<b>6</b>	<b>医療と福祉</b>	26
6.1	医療費と公的医療保険	26
6.2	予防接種	29
6.3	成人の健康診査	29
6.4	生活困窮者への支援	30
6.5	障害福祉	30
6.6	公的年金制度	31
6.7	介護保険	31
<b>7</b>	<b>子育て</b>	32
7.1	出産に関する支援	32
7.2	子育てに関する支援	33
7.3	医療福祉費支給制度(マル福)	35
7.4	子育て支援施設	35
<b>8</b>	<b>教育</b>	36
8.1	日本の教育制度	36
8.2	幼稚園	36
8.3	小学校、中学校	37
8.4	高等学校	38
<b>9</b>	<b>働く</b>	39
9.1	仕事を探す	39
9.2	働くときに知っておきたいこと	39
9.3	雇用保険	40
<b>10</b>	<b>税金</b>	41
10.1	日本の税金について	41
10.2	所得税	42
10.3	確定申告	42
10.4	扶養控除	43
10.5	住民税	43
10.6	消費税	43
10.7	自動車税	43
10.8	軽自動車税	44
10.9	国民健康保険税	44
10.10	固定資産税	44
<b>11</b>	<b>近隣の観光地</b>	44
<b>12</b>	<b>そのほかの相談先一覧</b>	44
12.1	在留手続き	44

# 母国語で相談をしたいとき

「外国人相談センター」が水戸市にある茨城県国際交流協会内にあります。心配なことがあるとき、センターに問合せると、自分の母国語で助言がもらえます。



**相談内容** 法律、労働、在留資格、婚姻、教育、生活全般  
(相談料金0円、秘密は守ります)

**受付時間** 月曜日から金曜日 8:30~17:00 (祝日は休み)

**相談方法** 電話や面会など

**弁護士相談** 毎月2回 (相談料金0円、予約が必要です)

**連絡先** 〒310-0851 水戸市千波町後川745 ザ・ヒロサワ・シティ会館分館2階  
電話 029-244-3811

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
日本語・英語・そのほか				
ベトナム語	韓国語 スペイン語 ベトナム語	中国語 タイ語 ベトナム語	ポルトガル語 タガログ語 インドネシア語	タイ語
中国語 (13:30~)	インドネシア語 (13:30~)			

※そのほかの言語は、相談員が翻訳機器などを活用して対応します。

県内企業で働きたいと考えている留学生や定住者は、就職先について相談することができます。事前に予約をすると、英語かベトナム語で相談することができます。

## ■茨城県外国人材支援センター

〒310-0851 水戸市千波町後川745 ザ・ヒロサワ・シティ会館分館1階  
電話 029-239-3304 (土日祝祭日、年末年始は休み)

# ひたちなか市の相談窓口

ひたちなか市でおこなっている相談窓口は、下に書いてあるとおりです。  
ただし、基本的に日本語での対応になります。

## (1) 市民相談

市民相談室（広報広聴課内）

029-273-0111（内線）1155

日常生活での困りごとや悩みごとの相談ができます。

## (2) 消費生活相談

消費生活センター（女性生活課内）

029-273-0111（内線）3233

商品の購入やインターネット（SNS）で起こったトラブルの相談ができます。

また、訪問販売や電話勧誘販売などで、うっかり契約してしまったときは、契約した日から8日以内なら無条件で解約できる「クーリングオフ」の制度があります。

### 【相談できる内容】

- ・インターネットで購入した商品を返したい
- ・アパートの契約について
- ・SNSでの契約トラブルについて など

## (3) 女性のための電話相談

女性生活課

029-274-3002

女性が日常生活で抱えている悩みの相談ができます。

# 日本語を勉強したいとき

ひたちなか市国際交流協会

電話・FAX:029-212-6855

Mail:info@hitachinaka-ia.org

〒312-0057 ひたちなか市石川町11-1

ひたちなか市子育て支援・多世代交流施設ふぁみりこらぼ内

## (1) 日本語を勉強するとき

日本語は、授業料が必要な日本語学校やボランティアが教える日本語教室で勉強できます。日本語学校はひたちなか市にはありません。

## (2) ひたちなか市のボランティア日本語教室

### ■ にほんご教室ルンルン 夜のクラス (ひたちなか市国際交流協会主催)

**日時** 水曜日(月4回) / 18:30~20:30

**場所** ふぁみりこらぼ

**費用** 1回 / 200円

### ■ にほんご教室ルンルン 昼のクラス (ひたちなか市国際交流協会主催)

**日時** 第2・4水曜日 / 10:00~12:00

**場所** ふぁみりこらぼ

**費用** 1回 / 200円

### ■ にほんご教室ルンルン みなとクラス (ひたちなか市国際交流協会主催)

**日時** 第1・3日曜日 / 15:00~17:00

**場所** 那珂湊コミュニティセンター

**費用** 1回 / 200円

### ■ メサフレンドシップ

**日時** 金曜日 / 10:00~12:00

**場所** ふぁみりこらぼ

**費用** 1回 / 300円

### ■ にほんご教室いろは

**日時** 木曜日 / 10:30~12:00

**場所** 市民交流センター

**費用** 1回 / 300円



詳しくは、[ひたちなか市国際交流協会のWebサイト\(日本語支援\)](#) (外部リンク) を参照してください。

# 1 地域の交流

## 1.1 ひたちなか市国際交流協会

ひたちなか市国際交流協会

電話・FAX：029-212-6855

Mail：info@hitachinaka-ia.org

〒312-0057 ひたちなか市石川町11-1

ひたちなか市子育て支援・多世代交流施設ふぁみりこらぼ内

ひたちなか市には、ひたちなか市国際交流協会があり、次のような活動をおこなっています。

- **国際交流イベント** …… 各国の参加者がお互いの文化を紹介するイベント
  - **にほんご教室ルンルン** …… ほかの参加者と交流しながら日本語が勉強できる教室
  - **国際交流ひろば** …… ほかの参加者と自由に話したり、自分の生活について相談できるひろば
- 詳しくは、[ひたちなか市国際交流協会のWebサイト](#) (外部リンク) を参照してください。



## 1.2 ひたちなか市市民活動課

市民活動課

029-273-0111 (内線) 3224

Mail：katsudou@city.hitachinaka.lg.jp

市民活動課は、「誰にとっても住み心地の良いまちを作ること」を目標とし、ひたちなか市に暮らす人たちが国籍を越えて助け合うための活動を支援しています。国際交流やボランティア活動に理解と意欲のある人を募集中です。国籍は問いません。詳しくは、市民活動課まで問合せください。

- ① ホームステイ・ホームビジットボランティア
- ② 通訳・翻訳ボランティア
- ③ カルチャーイベントボランティア
- ④ 日本語を教えることができるボランティア
- ⑤ 災害時に外国人をサポートするボランティア





## 2 緊急のとき

### 2.1 盗難・暴力にあったら ⇒ 電話110

警察が電話にできます。警察に次のことを伝えてください。

- ①何があったのか
- ②いつ
- ③どこで

交番に助けを求めることもできます。

交番は地域のパトロール、迷子の保護、落とし物の処理などもしています。



### 2.2 交通事故が起きたら ⇒ 電話110

警察が電話にできます。警察に次のことを伝えてください。

- ①事故です
- ②事故が起こった住所と目印
- ③けが人の数（性別、年齢、けがの程度）
- ④事故の状況

#### [ そのほかにすること ]

- ①けが人に応急手当をしてください。
- ②つづいて事故が起きそうなときは、けが人を安全な場所に動かしてください。  
けが人の頭に傷があるときは、救急車が来るまで動かさないでください。
- ③二重事故を防ぐため、発炎筒や三角表示板を使ってください。
- ④契約している任意保険会社に電話してください。

事故の相手について次のことを確認しておきます。

・車のナンバー ・運転免許証 ・住所 ・氏名 ・電話番号

※電話をするときは、携帯電話のGPS機能をONにして、警察に自分の所在地が分かるようにしてください。

また、日本語が分からないときは、電話を近くの日本人にかわってください。

※2種類の自動車保険

- ①自動車損害賠償責任保険：車を持つ人は、必ず加入してください。
- ②任意保険：自由に契約できます。契約金額によって、いろいろな補償があります。

交通事故相談所については、[県のWebサイト（交通事故相談所のご案内（中央・鹿行・県南・県西）](#)  
(外部リンク)を参照してください。相談料金0円で、予約が必要です。



## 2.3 火事が起きたら ⇒ 電話119

消防署が電話にでます。消防署に次のことを伝えてください。

日本語を話すことができなくても、19の言語に対応した通訳コールセンターのオペレーターにつながります。

- ①火事です
- ②火事の場所と目印
- ③何が燃えているか
- ④逃げ遅れた人がいるか

### 【そのほかにすること】

- ①煙が出ているときは、濡れたタオルで口をふさぎ、姿勢を低くして逃げます。
- ②大きな声で「火事だ」と近所の人に知らせます。



## 2.4 急病・大けがのときには ⇒ 電話119

消防署が電話にでます。消防署に次のことを伝えてください。

日本語を話すことができなくても、19の言語に対応した通訳コールセンターのオペレーターにつながります。

- ①救急です
- ②救急車が向かう住所と目印
- ③病人やけが人の数と年齢、性別
- ④病人やけが人の状況(話すことができるか、意識はあるか、歩けるかなど)



## 2.5 土日祝日や夜間に病気になったら

土日祝日や夜間に、応急処置を受けることができる診療所があります。  
診察を受けるときには、健康保険証と診察代金が必要です。

### ■ひたちなか市休日夜間診療所

ひたちなか市石川町20-32 電話 029-274-3240

休日【日曜日・祝日・12月31日～1月3日】

内科・外科・小児科 (9:00～11:30、13:00～15:30)

夜間【土曜日・日曜日・祝日】

内科・外科・小児科 (19:00～21:30)



### ■「茨城子ども救急電話相談」

相談日時 24時間365日対応 電話 #8000 または 050-5445-2856

### ■「茨城おとな救急電話相談」

相談日時 24時間365日対応 電話 #7119 または 050-5445-2856

### ■「茨城県救急医療情報システム」

家に近い病院、休日に診察してくれる病院、外国語が話せる医者がある病院を調べるときは、茨城県救急医療情報システムを使ってください。[検索Webサイト \(Search for a doctor\)](#) (外部リンク) を参照してください。

# 3 防災



防災という言葉は、災害に備えて準備をするという意味です。日本は地震が多い国です。また、7月から10月にかけて台風が日本を襲い、強い風が吹いたり、大雨が降ったりします。大雨になると洪水警報が出され、川があふれたりします。

## 3.1 災害への備え

生活安全課

029-273-0111 (内線) 3211、3218

### (1) 事前にやっておくこと

- ①自分の家から近い避難所を事前に確認してください。  
詳しくは、[市のWebサイト \(災害時に開設する指定避難所一覧\)](#) を参照してください。
- ②自分の住んでいる所の危険度を事前に確認しておいてください。  
詳しくは、[市のWebサイト \(non-Japanese・防災\)](#) を参照してください。
  - ・洪水ハザードマップ (日本語)
  - ・土砂災害ハザードマップ (日本語)
  - ・津波ハザードマップと津波浸水想定区域図と津波避難マップ (日本語)
  - ・液状化ハザードマップ (日本語)
- ③すぐに持ち出せる防災用品を備えておいてください。(懐中電灯、携帯の充電器、ラジオ、ライター、雨具、軍手、マスク、笛、タオル、着替え、ビニール袋、薬、マスク、消毒液、体温計など)
- ④家で保管しておく防災用品を備えておいてください。(7日分の水と食糧、カセットコンロ、ウエットティッシュ、着替え、タオル、ろうそく、ライター、懐中電灯、ランタン、ラジオ、電池、薬、マスク、消毒液、体温計など)
- ⑤家具が倒れないように固定しておいてください。
- ⑥家族との連絡方法や集合場所などを、家族と決めておいてください。
- ⑦地域でおこなわれる防災訓練や、自分の子どもの学校でおこなわれる「引き渡し訓練」に参加しておいてください。「引き渡し訓練」とは、災害が起きたときに、子どもを保護者に確実に引き渡すための訓練です。

## (2)災害情報を入手するために

### ①防災行政無線

ひたちなか市では、市内に防災行政無線屋外放送塔を設置しており、災害に関する緊急のお知らせを日本語で放送しています。また、防災行政無線を聞くための戸別受信機を0円で貸し出しています。詳しくは、[市のWebサイト（防災行政無線の戸別受信機を無償で貸し出しています）](#)を参照してください。

### ②ひたちなか安全・安心メール

防災行政無線で放送した内容をメールで受け取ることができます。

詳しくは、[市のWebサイト（ひたちなか安全・安心メール）](#)を参照してください。

### ③Twitter

防災行政無線で放送した内容をツイートしています。

Twitterアカウント(@hitachinakacity)

※SNSを活用するときは、古い情報や間違っている情報があるので、気を付けてください。

### ④ひたちなか市ホームページ

大きな災害が発生したときは、市のホームページから災害情報を確認することができます。

## (3)災害用伝言サービスを使えるようにしてください

災害用伝言サービスは、地震や台風や大雨のときにだけ使えるサービスです。大きな災害のときは、電話が繋がりにくくなるので、災害用伝言サービスを利用してください。文字の登録と音声の録音ができます。

### 文字で登録する

#### ①災害用伝言板（Web171）

・パソコンや携帯電話を使って、電話番号と伝言を文字で登録します。

・電話番号に登録された伝言を見ることができます。

NTT 東日本 <https://www.ntt-east.co.jp/saigai/web171/>

NTT 西日本 <https://www.ntt-west.co.jp/dengon/web171/>

#### ②災害用伝言板

・携帯電話から、伝言を文字で登録します。

・携帯電話番号に登録された伝言を見ることができます。

### 音声で登録する

#### ③災害用伝言ダイヤル（171）

・固定電話や公衆電話から伝言を音声で録音します。

・電話番号に録音された伝言を聞くことができます。

NTT 東日本 <https://www.ntt-east.co.jp/saigai/voice171/>

NTT 西日本 <https://www.ntt-west.co.jp/dengon/>

#### ④災害用音声お届けサービス

・専用アプリを事前にインストールしたスマートフォンなどから、音声メッセージを送ります。

違う電話会社の間でも音声メッセージを送ることができます。

#### (4) 災害時に助けあえる関係を築く

日頃から近所の人と顔見知りになってください。わからないことがあれば近所の人に相談してください。地域でおこなわれるお祭りや防災訓練などのイベントに参加してください。

#### (5) 保険に加入する

家や自動車を持っている人は、地震、水害、火災などで損害を受けたときの修理費用を補償してくれる損害保険に加入することをすすめます。

## 3.2 避難情報の種類

警戒レベル	避難情報の名称	説明
レベル3	高齢者等避難	逃げる時間がかかる子どもやお年寄り、早めに避難所(注1)に逃げてください。それ以外の人は逃げる準備をします。
レベル4	避難指示	危険な場所から全員避難してください。
レベル5	災害発生情報	命を守るための一番良い行動をとってください。

逃げるときは持ち物を少なくしてください。そして、子ども、お年寄り、病人、けが人が逃げるのを助けてください。

(注1) 避難所は、災害によって家にいるのが危険な状態になったときに過ごす場所です。誰でも利用することができます。最低限の食料や水、役に立つ情報などを手に入れることができます。

## 3.3 地震が起きたら

日本では、地震の揺れの大きさを数字で表し、これを震度と言います。震度は10段階あり、大きい数字ほど強い震度を表します。小さい順に「震度0」「震度1」「震度2」「震度3」「震度4」「震度5弱」「震度5強」「震度6弱」「震度6強」「震度7」があります。

詳しくは、[気象庁のWebサイト\(震度について\)](#) (外部リンク) を参照してください。

### (1) 建物の中にいるとき

- ・しっかりとしたテーブルの下に入り、頭を守ります。
- ・逃げられるように、ドアを開けます。
- ・外は、割れた窓ガラスが落ちてくるかもしれないので、すぐに飛び出さないでください。
- ・ガス器具やストーブなどの火をすぐ消します。火を消せないときは119番に電話します。



## (2) 外にいるとき

- ・頭の上から物が落ちてくるので、頭を守ります。
- ・狭い道に入らないでください。
- ・塀や崖には近づかないでください。
- ・公園や学校の校庭などの広い場所に逃げます。
- ・車を運転しているときは、安全な方法で道路の左側に車を停めます。  
道路に車を置いて逃げるときは、鍵を車内に置いておきます。
- ・エレベーターに乗っているときは、すぐに降ります。



## (3) 海や川の近くにいるとき

- ・海や川に近いところは津波が襲う危険な場所です。すぐに高い所に逃げてください。
- ・道が通れなかったり混んでいたりして車で逃げられないときは、車を置いて逃げてください。
- ・津波は何回も来ます。ラジオなどで津波の情報を確かめてください。

# 3.4 台風・大雨・竜巻が起きたら

日本の台風シーズンは7月から10月です。また、9月には竜巻が発生しやすくなります。竜巻が近づくと、風が吹いて空が暗くなったり、雷雨や大粒の雹が降ったりします。

## (1) 台風、大雨のとき

- ・強い風で家が壊れることがあります。家の点検や補強をしたり、外に置いてある鉢植えなどを家の中に入れます。
- ・雨戸を閉め、家の中にいてください。
- ・家が浸水しそうなときは、家具、電気製品、車、自転車などを高い所に動かします。
- ・電気や水道が止まることがあります。懐中電灯やラジオを準備し、お風呂に水をためておきます。
- ・海や川、水路、がけ崩れが起きそうなところに近づかないでください。
- ・テレビやラジオで避難の指示が出たらすぐに逃げます。



## (2) 竜巻のとき

- ・外にいるときは、すぐに近くのしっかりとした建物に入ります。
- ・しっかりとした建物が近くになくは、水路やくぼみに身を伏せ、両腕で頭と首を守ります。
- ・建物の中にいるときは、雨戸、窓、カーテンを閉め、部屋の壁や窓から離れます。
- ・橋や陸橋の下には行かないでください。

## 3.5 原子力事故が起きたら

茨城県には、原子力関連施設があります。原子力事故が起きたら、テレビ、ラジオ、防災行政無線などで正しい情報を入手してください。SNSを活用するときは、古い情報や間違っている情報があるので、気を付けてください。また、防災活動を妨げないよう、防災関連機関や市役所などへの問合せは控えてください。

### (1) 原子力災害とは

原子力災害とは、風水害、地震、火災とは違って、五感に感じるできない災害です。

原子力事故が起きた場合、身体への影響やどのように行動すればよいのかを自分自身で判断するのは困難です。

原子力災害に正しく対処するためには、原子力施設の状況や環境の放射線の測定結果を踏まえた国や県、市区町村の指示に従って行動することが必要です。

### (2) 外部被ばくと内部被ばく

身体に放射線を浴びることを「被ばく」といいます。体の外にある放射性物質から出ている放射線を浴びることを「外部被ばく」といい、食べ物や呼吸などによって体内に取り込んだ放射性物質から受ける被ばくのことを「内部被ばく」といいます。

### (3) 正確な情報の入手

原子力施設で事故が起きた場合は、伝えられる情報にしたがって適切に判断し、冷静に行動してください。日本語が分からない外国人は、近くの日本人に確認するか、市のホームページに事故の情報を掲載しますので自動翻訳機能を使って読んでください。

#### [ 事故が起きた時に発信される情報 ]

- ・いつ、どこの施設で、どんなことが起きたのか
- ・事故の状況と今後の予測について
- ・住民がとるべき行動など

### (4) 屋内退避の指示が出たとき

屋内退避の指示が出たときは、すぐに建物の中に入り、被ばく線量を少なくするためにドアや窓を全部閉めて、原則換気も行わないでください。また、外から帰ってきたときは、顔や手を洗い、うがいをし、衣服も着替えてください。

#### [ 外にいるときの内部被ばくの防ぎ方 ]

- ・マスクをする
- ・タオルやハンカチなどを水にぬらして固くしぼり、口と鼻をおおう

### (5) 安定ヨウ素剤の服用指示が出たとき

ひたちなか市では、原子力事故による内部被ばくを予防または低減するために「安定ヨウ素剤」を、市民全員に配っています。安定ヨウ素剤は、原子力事故が発生したとき服用します。もしも原子力事故が発生し、安定ヨウ素剤を服用する必要があるときには、防災行政無線でお知らせします。

安定ヨウ素剤を受けるためには、自宅に郵送されたチェックシートを持って、調剤薬局に行ってください。チェックシートをなくしてしまった場合は、ヘルス・ケア・センターに来てください。



# 4 引っ越し

## 4.1 家を借りたとき

### (1) アパートや家

アパートや家は、不動産業者を通して探すのが一般的です。いろいろな手続きをするので、日本語がわかる人と一緒に行くと良いでしょう。契約のときには、家賃のほかに礼金や敷金が必要になることがあります。また、保証人が必要になることもあります。



**礼金** 家主に、部屋を借りるお礼として渡すお金です。家賃の1～2か月分が一般的です。

**敷金** 家主に、部屋の補修費として預けるお金です。家賃の1～3か月分が一般的です。引っ越しするときに、部屋の修理代が敷金より少ないときは、残ったお金が戻ります。

**保証人** 借主が家賃を支払わないときに、代わりに支払いをする人です。

### (2) 公営住宅(市営・県営住宅)

住宅課 住宅係 029-273-0111 (内線) 6212、6213

公営住宅とは、収入が少なく住宅に困っている人のために、市や県が用意している住宅です。詳しくは、市の[Webサイト\(市営住宅について\)](#)を参照してください。また、ひたちなか市にある県営住宅については、[茨城県住宅管理センターのWebサイト\(県営住宅のご案内\)](#)(外部リンク)を参照してください。



### (3) 注意点

- ・賃貸住宅は、改造しないでください。ペンキを塗ったり、壁に釘を打ったりしてはいけません。
- ・借りている部屋をほかの人に貸してはいけません。
- ・ほかの人と一緒に住みたいときは、事前に家主に知らせる必要があります。

## 4.2 住民登録をする

市民課 029-273-0111 (内線) 1172、1173、1174、1175



引っ越しをして住むところが変わった人は、本庁にある市民課か、那珂湊支所で手続きしてください。このとき、在留カードに新しい住所を書いてもらいます。詳しくは、[市のWebサイト\(住まい・引っ越し\)](#)を参照してください。

また、国民健康保険や国民年金に関する手続き、小学校中学校への転入学などの手続きが必要です。

届出の種類	届出の期間	必要なもの
①国外からの転入	在留許可日から14日以内	・パスポート ・在留カードか特別永住者証明書
②ほかの市区町村からの転入	ひたちなか市に住み始めてから14日以内	・転出証明書 ・在留カードか特別永住者証明書 ・マイナンバーカード(持っている人のみ)
③市内での転居	新住所地に住み始めてから14日以内	・在留カードか特別永住者証明書 ・マイナンバーカード(持っている人のみ)
④市外への転出、国外への転出	転出予定日の14日前から	・在留カードか特別永住者証明書

※そのほかにも書類が必要になる場合があります。

※マイナンバーカードについて

マイナンバーは、外国人も含めた日本に住民票のある人全員に割り振られた12桁の番号のことです。はじめて住民登録してから、1か月ほどで個人番号通知書が郵送されます。

マイナンバーカードを入手するには、個人番号通知書と一緒に同封されている申請書を使って発行手続きをします。

顔写真や住所が書いてあるマイナンバーカードは、公的な身分証明書や電子証明書としても利用できます。

詳しくは、[市のWebサイト\(個人番号〈マイナンバー〉関係\)](#)を参照してください。

## 4.3 学校が変わるとき

市民課 029-273-0111 (内線) 1172、1173、1174、1175

学務課 029-273-0111 (内線) 7325、7326

### (1) 日本での小学校や中学校の転校手続き

[ 市内で引っ越しして学区が変わるとき(転居) ]

①市内で転居する前の手続き

・今通っている学校で「在学証明書」と「教科書給与証明書」をもらいます。

## ②市内で転居したあとの手続き

- ・本庁にある市民課か、那珂湊支所で「転居届」の手続きをして、「転入学簡易通知書」をもらいます。（「4.2住民登録をする③市内での転居」を参照）
- ・新しく通う学校に「転入学簡易通知書」、「在学証明書」、「教科書給与証明書」を提出してください。

## [ほかの市区町村からひたちなか市に引っ越すとき（転入）]

### ①ひたちなか市に転入する前の手続き

- ・今まで住んでいた市区町村の窓口で「転出届」の手続きをして、「転出証明書」をもらいます。
- ・今まで通っていた学校で「在学証明書」と「教科書給与証明書」をもらいます。

### ②ひたちなか市に転入したあとの手続き

- ・本庁にある市民課か、那珂湊支所で「転入届」の手続きをして、「転入学簡易通知書」をもらいます。（「4.2住民登録をする②ほかの市区町村からの転入」を参照）
- ・新しく通う学校に「転入学簡易通知書」、「在学証明書」、「教科書給与証明書」を提出してください。

## [ひたちなか市からほかの市区町村に引っ越すとき（転出）]

### ①ひたちなか市から転出する前の手続き

- ・今通っている学校で「在学証明書」と「教科書給与証明書」をもらいます。
- ・本庁にある市民課か、那珂湊支所で「転出届」の手続きをして、「転出証明書」をもらいます。（「4.2住民登録をする④市外への転出」を参照）

### ②ひたちなか市から転出したあとの手続き

- ・引っ越し先の市区町村の窓口で「転入届」の手続きをして、新しく通う学校に「在学証明書」、「教科書給与証明書」を提出してください。

詳しい手続きについては、引っ越し先の市区町村と新しく通う学校に問合せってください。

## (2) 国外から引っ越してきて初めて日本の小学校や中学校に通うとき

### ①ひたちなか市に転入する前の手続き

- ・国外で学校に通っていた場合は、国外の学校に通っていたことを証明する「在学証明書」などをもらってください。日本人学校に通っていた場合は、「教科書給与証明書」も一緒にもらってください。

### ②ひたちなか市に転入したあとの手続き

- ・本庁にある市民課か、那珂湊支所に「転入届」の手続きをしてください。（「4.2住民登録をする①国外からの転入」を参照）
- ・6歳から15歳までの子どもがいることを伝えて「転入学簡易通知書」をもらいます。
- ・新しく通う学校に「転入学簡易通知書」、「在学証明書」、「教科書給与証明書」を提出してください。

日本では、外国人が学校に通うことは、法律上の義務ではありませんが、学校に通うことをすすめています。

## 4.4 電気を使い始める

### (1) 手続き

日本の電力会社は、「電気を作る」、「電気を送る」、「電気を売る」の3つの会社に分けられています。電気を売る会社は、小売電気事業者と呼ばれています。住む場所が決まったら、自分の希望にあった小売電気事業者を選んで契約してください。貸家やアパートに住むときは自由に選べないこともあります。事前に家主や管理会社に相談してください。

登録小売電気事業者名のリストがWebサイトに書かれています。ひた

ちなか市で電気を買える会社を知ることができます。[経済産業省資源エネルギー庁のWebサイト](#) ([登録小売電気事業者一覧](#)) (外部リンク) を参照してください。



#### [ 契約するとき ]

①小売電気事業者を選んでください。

②契約内容を確認します。

電気の使用料、契約期間、解約料など

③電気を作る電力会社や安い料金プランを選んでください。

#### [ 小売電気事業者を変えたいとき ]

希望する小売電気事業者に、現在契約している電力会社名を伝えてください。また、「電気ご使用量のお知らせ」に書いてある次の内容を伝えてください。

- ・お客さま番号
- ・供給地点特定番号
- ・切替え希望日

詳しくは、[経済産業省資源エネルギー庁のWebサイト\(電力会社を切り替えるには?\)](#) (外部リンク) を参照してください。

契約ができたなら次のことをします。

- ①アンペアブレーカーのスイッチを入れる。
- ②漏電遮断機のスイッチを入れる。
- ③配線用遮断機のスイッチを入れる。

### (2) 電化製品

茨城県の電気は、100ボルト、50ヘルツです。西日本では60ヘルツなので、転入のときには調整が必要な電化製品もあります。200ボルトなどの外国製電化製品は使えない場合もあるので、注意してください。

### (3) 電気料金の支払い方

送られてきた請求書の金額を、支払い期限までに、銀行、郵便局、コンビニエンスストアで支払います。あなたの銀行口座や郵便局の口座から、自動的に引き落とすこともできます。

## 4.5 ガスを使い始める

### (1) 手続き

ガスは住んでいるところによって種類が違います。ガスの種類は、検針票に書いてあります。ガス会社に電話をすると、ガス会社の職員が家まで来て、元栓の開放や器具の点検をおこないます。プロパンガスの業者については、[一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会のWebサイト\(LPガス販売店一覧\)](#) (外部リンク) を参照してください。

### (2) 使用する器具

使用する器具は、ガスの種類にあった器具を使ってください。もし、ガスの種類に合わない器具を使うと、不完全燃焼をおこし、とても危険です。

### (3) 安全確認

ガスを使うときは次のことに注意してください。

- ・点火と消火は目で確かめる。
- ・必ず換気をする。



### (4) ガス料金の支払い方

送られてきた請求書の金額を、支払い期限までに、銀行、郵便局、コンビニエンスストアで支払います。あなたの銀行口座や郵便局の口座から、自動的に引き落とすこともできます。

## 4.6 上下水道を使い始める

生活・文化・スポーツ公社 都市サービス課

029-274-1177

### (1) 手続き

水道を使い始めるときは、ひたちなか市生活・文化・スポーツ公社都市サービス課で手続きしてください。引っ越しするとき、水道の利用者が変わるとき、長い間水道を使わないときにも手続きが必要です。

詳しくは、[市のWebサイト\(水道を使用開始・中止するときは\)](#) を参照してください。



### (2) 上下水道料金の支払い方

上下水道料金は、2か月分まとめて請求されます。送られてきた請求書の金額を、支払い期限までに、銀行、郵便局、コンビニエンスストアで支払います。あなたの銀行口座や郵便局の口座から、自動的に引き落とすこともできます。詳しくは、[市のWebサイト\(料金について知りたい\)](#) を参照してください。

### (3) 水が漏れているときなど

水が漏れているときは、アパートや借家に住んでいる人は家主に相談してください。持ち家の人は家を建てた工務店か[ひたちなか市指定給水装置工事事業者](#)に相談してください。下水道が詰まっているときなどのトラブルは、[ひたちなか市排水設備指定工事店](#)に相談してください。

## 4.7 引っ越しでいらなくなったごみ

廃棄物対策課

029-273-0111 (内線) 3324、3325、3326

1辺の長さが50センチメートル以上の燃やせるごみはひたちなか・東海クリーンセンターに自分で運んでください。燃やせないごみや資源物は資源リサイクルセンターに自分で運んでください。自分で運べない粗大ごみは、廃棄物対策課に電話で申し込むと業者が自宅の玄関先まで引き取りに来てくれます。詳しくは、[市のWebサイト \(お引っ越しなどでごみが大量に出る方へ〈粗大ごみの出し方〉\)](#) を参照してください。

テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機などは、回収できません。詳しくは、[市のWebサイト \(テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機の処分方法\)](#) を参照してください。

## 4.8 そのほかの手続き

### (1) 電話会社

引っ越ししたことを契約している電話会社へ知らせてください。

### (2) 郵便局

引っ越ししたことを郵便局に知らせると、1年間、新しい住所に郵便物が届きます。インターネットや携帯電話から申し込むこともできます。

### (3) 銀行

自分の口座がある銀行に引っ越ししたことを連絡してください。インターネットや郵送で申し込みができる場合もあります。

### (4) 自動車運転免許証

引っ越しした先の警察署か運転免許試験場で住所変更の手続きをしてください。新しい住所を証明する書類が必要です。

# 5 くらし

## 5.1 自治会

市民活動課 029-273-0111 (内線) 3222、3223、3224

ひたちなか市には、各地域に「自治会」と呼ばれる住民の自治組織があります。自治会とは、地域の清掃、資源回収、防犯活動、子どもや高齢者の見守りなどを通して、住民同士が助け合う組織です。また、お祭りや運動会などの行事もあります。ぜひ加入してください。



### 【 加入すると… 】

- ①自治会を通して、市からお知らせが届きます。
- ②地域の人と交流ができ、緊急時には助け合うことができます。
- ③自治会費などを支払う必要があります。

### 【 近所の人との良い関係をつくるには… 】

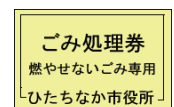
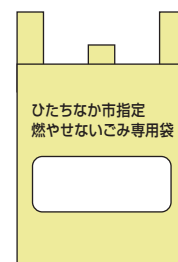
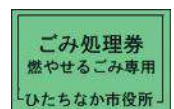
- ①大きい音量で音楽をかけたり、大声で話さないでください。
- ②指定された日と時間、場所に、ごみを分別し、出してください。
- ③自転車や自動車は決められた場所に停めてください。

## 5.2 ごみの出し方

廃棄物対策課 029-273-0111 (内線) 3324、3325、3326



燃やせるごみと燃やせないごみ、資源物、粗大ごみ、市で処理できないごみの分別方法については、「ひたちなか市家庭ごみの正しい出し方」という冊子を見てください。冊子は、廃棄物対策課へ取りに行くか、[市のWebサイト \(non-Japanese・ごみの出し方\)](#) からPDFをダウンロードしてください。または、[市のWebサイト \(ごみの出し方\)](#) を参照してください。自分が住む地区のごみを出す日時は、[市のWebサイト \(ごみ収集・資源回収表\)](#) を参照してください。



## 5.3 家族構成が変わったとき

市民課 029-273-0111 (内線) 1172、1173、1174、1175

### (1) 赤ちゃんが生まれたとき

#### [ ひたちなか市での手続き ]

日本で赤ちゃんが生まれたら、14日以内に本庁にある市民課か、那珂湊支所に「出生届」を提出します。日本で生まれた赤ちゃんでも、お父さんとお母さんの両方が外国人のときは、日本の国籍を持つことができません。



**届出人** 赤ちゃんのお父さんかお母さん

**必要なもの** 出生届 (医師が作成した出生証明書)、お父さんとお母さんのパスポート、お父さんとお母さんの結婚証明書、結婚証明書の日本語訳、母子手帳など

#### [ そのほかの手続き ]

- ・大使館か領事館に赤ちゃんが生まれたことを伝え、必要な手続きをしてください。
- ・生まれた日から30日以内に、東京出入国在留管理局水戸出張所で赤ちゃんの在留カードの発行手続きをしてください。

#### ■ 東京出入国在留管理局 水戸出張所

〒310-8540 茨城県水戸市北見町1-1 電話 029-300-3601

### (2) 家族や同居している人が死亡したとき

#### [ ひたちなか市での手続き ]

日本で家族や一緒に生活していた人が死亡したら、そのことを知ってから7日以内に本庁にある市民課か、那珂湊支所に「死亡届」を提出します。遺体を火葬するため、なるべく早く本庁にある市民課か、那珂湊支所に相談し、火葬の手続きをしてください。

**届出人** 親族、同居している人など

**必要なもの** 死亡届 (医師が作成した死亡診断書)、死亡した人と届出人のパスポート、届出人の印鑑、死亡した人と届出人の関係がわかる証明書など

遺骨を日本で埋蔵する場合は、墓地の手続きが必要です。環境保全課に相談してください。

環境保全課 029-273-0111 (内線) 3312、3313

#### [ そのほかの手続き ]

- ・大使館か領事館に家族や同居している人が死亡したことを伝え、必要な手続きをしてください。
- ・死亡した人の在留カードは、14日以内に東京出入国在留管理局水戸出張所へ返却してください。
- ・必要な場合には、東京出入国在留管理局水戸出張所で在留資格変更などの手続きをしてください。



### (3) 結婚するとき

#### 【ひたちなか市での手続き】

日本で結婚する人は、本庁にある市民課か、那珂湊支所に「婚姻届」と必要な証明書を提出します。国籍や婚姻歴などで必要な証明書がちがいます。証明書を取得する前に、必ず、本庁にある市民課で必要な証明書の種類を確認してください。証明書の用意には時間がかかります。

**必要なもの** 婚姻届、出生証明書、婚姻要件具備証明書、パスポート、証明書の日本語訳など



#### 【そのほかの手続き】

日本の市役所に「婚姻届」を提出しても、夫や妻の国籍がある国でその結婚が認められない場合があります。また、日本で結婚をしたあと、自分の国へ結婚したことの登録が必要です。同じ国の人同士で結婚するときは、大使館や領事館でも結婚することができます。詳しくは、大使館や領事館に問合せてください。必要な場合には、東京出入国在留管理局水戸出張所で在留資格変更などの手続きをしてください。

### (4) 離婚するとき

#### 【ひたちなか市での手続き】

日本で離婚できる場合は、本庁にある市民課か、那珂湊支所に「離婚届」と必要な証明書を提出します。夫や妻の国籍や裁判の有無によって必要な証明書がちがいます。証明書を取得する前に、必ず、本庁にある市民課で必要な証明書の種類を確認してください。証明書の用意には時間がかかります。

**必要なもの** 離婚届、パスポート、婚姻証明書、証明書の日本語訳、住民票（夫か妻が日本人の場合のみ必要）など

#### 【そのほかの手続き】

日本の市役所に「離婚届」を提出しても、夫や妻の国籍がある国でその離婚が認められない場合があります。また、日本で離婚をしたあと、自分の国へ離婚したことの登録が必要です。詳しくは、大使館や領事館に問合せしてください。必要な場合には、東京出入国在留管理局水戸出張所で在留資格変更などの手続きをしてください。

## 5.4 印鑑

日本では、いろいろな場面で、サインに代わって印鑑を使うことがあります。印鑑はハンコとも呼ばれており、一般的に3種類を使い分けていますが、同じハンコを使うこともできます。



### (1) 認印

認印とは、個人のハンコのことです。荷物の受け取りや書類確認などで使います。

### (2) 銀行印

銀行印とは、銀行に届出をしているハンコのことです。

- ・銀行印は、銀行で口座を開くときや、窓口でお金を引き出すときに使います。  
また、住所や取引支店、氏名など、届出の内容を変えるときにも使います。
- ・銀行印がいない銀行やネット銀行もあります。

### (3) 実印

市民課 029-273-0111 (内線) 1172、1173、1174、1175

実印とは、市役所に届出をしている公的に認められたハンコのことです。

- ・市役所にハンコを登録することを「印鑑登録」といいます。ひたちなか市に住民登録している満15歳以上の人は、印鑑登録することができます。印鑑登録するときは、在留カードなどの顔写真付の本人確認書類と登録したいハンコを本庁にある市民課か、那珂湊支所に持って行ってください。
- ・印鑑登録すると、「印鑑登録証」のカードがもらえます。
- ・「印鑑登録証明書」を取得したいときは、「印鑑登録証」が必要です。
- ・日本では、土地や家、自動車を買うときや売るときなど、重要な契約をするときに、「実印」と「印鑑登録証明書」が必要になることがあります。

詳しくは、[市のWebサイト \(印鑑登録\)](#) を参照してください。

※印鑑の種類によっては登録できないものがあります。詳しくは、ハンコを作る前に問合せすることをおすすめします。

## 5.5 銀行

銀行口座を開くと、お金の預け入れや引き出し、振り込み、公共料金の自動引き落としができます。一般的に土曜日、日曜日、祝日は休みです。口座からお金の引き出しや預け入れをする機械(ATM)は、夜間や休日でも利用できますが、銀行や店舗によって違います。



## 〔銀行口座を開くとき〕

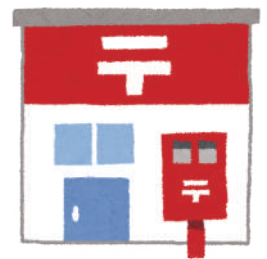
口座を開くためには、パスポートや在留カードなどの身分を証明するものと印鑑が必要です。同時にATMを利用するためのキャッシュカードを作ることができます。コンビニエンスストアや駅などにあるATMでも利用できます。

## 〔国際送金〕

銀行に用意してある書類「外国送金依頼書」に、送金相手の住所、氏名、銀行名、口座番号を記入すると、送金ができます。手数料や送金にかかる日数、必要な書類は、銀行に問合せてください。銀行に行かなくても、インターネットを使って送金できる方法もあります。

## 5.6 郵便局

郵便局には「〒」マークがついています。



### (1) 郵便

日本国内で手紙やはがきを送るときは、切手をはって郵便ポストに入れるか、郵便局に直接持っていくます。はがきや切手は、郵便局やコンビニエンスストアで買うことができます。

海外に手紙や荷物を送る方法は、短期間で届く順に、国際スピード便(EMS)、航空便、エコノミー航空(SAL)便、船便があります。

日本郵便ホームページで、郵便料金や配達日数の検索、郵便番号など、各種郵便サービスについて調べることができます。詳しくは、日本郵便ホームページを参照してください。

(日本語) <https://www.post.japanpost.jp/index.html>

(英語) [https://www.post.japanpost.jp/index\\_en.html](https://www.post.japanpost.jp/index_en.html)

#### ■ お客様サービス相談センター (英語)

0570-046-111 (通話料有料)

### (2) ゆうちょ銀行

郵便局で口座を開くと、銀行と同じようにお金の預け入れや引き出し、ATMの利用ができます。郵便局は全国にあるので、利用できる場所が多く大変便利です。

#### 〔ゆうちょ口座を開くとき〕

口座を開くためには、パスポートや在留カードなどの本人証明書類と印鑑などが必要です。詳しくは、[ゆうちょ銀行のWebサイト\(口座を開設される外国人のお客さまへ\)](#) (外部リンク)を参照してください。

#### 〔国際送金〕

銀行と同じように、海外へ送金をすることができます。詳しくは、[ゆうちょ銀行のWebサイト\(国際送金\(口座間送金\)\)](#) (外部リンク)を参照してください。

## 5.7 自動車やバイクを運転する

日本では、自動車やバイクは左側を走り、歩行者は右側を歩きます。日本の道路は狭いうえに自動車や歩行者が多いため、交通事故が多く発生します。運転者は交通ルールを守り、交通事故を起こさないように注意してください。



また、日本で自動車やバイクを運転するときには、運転免許が必要です。外国の免許証を持っていても、運転できない場合があります。

### (1) 外国で取得した運転免許

#### 【国際運転免許証で運転する】

国際運転免許証があれば、日本でも決められた期間運転できます。運転できる期間は、日本に上陸した日から1年間か、免許の有効期限までのどちらか早い日までです。なお、3か月未満の出国期間に新たに取得した国際運転免許証では日本では運転できないことが多いので注意してください。中国、ベトナム、インドネシア、ブラジルなどで発行した国際運転免許証では運転できません。詳しくは、[警察庁のWebサイト\(外国の運転免許をお持ちの方\)](#) (外部リンク) を参照してください。

#### 【外国の運転免許証で運転する】

エストニア、スイス、ドイツ、フランス、ベルギー、モナコ、台湾で発行された免許証であれば、日本でも決められた期間運転できます。ただし、日本語の翻訳文が必要です。運転できる期間は国際運転免許と同様です。詳しくは、[警察庁のWebサイト\(外国の運転免許をお持ちの方\)](#) (外部リンク) を参照してください。

### (2) 日本で取得する運転免許

#### 【日本の運転免許証を取得して運転する】

運転免許センターで試験に合格すると日本の運転免許証が取得できます。詳しくは、[警察庁のWebサイト\(外国の運転免許をお持ちの方\)](#) (外部リンク) を参照してください。

#### 【外国の運転免許証を日本の運転免許証へ切り替えて運転する】

今持っている外国の運転免許証が有効期間内にあるとき、日本の運転免許証に切り替えることができます。ただし、外国の運転免許証を取得してから、その国に通算して3か月以上滞在していたことが条件です。運転免許の切り替えは、茨城県運転免許センターで手続きします。詳しくは、[茨城県警察署Webサイト\(外国免許から日本免許への切替\)](#) (外部リンク) を参照してから、切り替えできるかを茨城県運転免許センター 029-293-8811に問合せてください。

### (3) 運転免許の更新と失効

運転免許は定期的に更新しなければ失効します。更新時期が近づくと「運転免許証更新手続きのお知らせ」のはがきが郵送されますので、期限までに指定の運転免許センターか警察署で手続きしてください。更新を忘れると運転免許証が使えなくなり、もう一度免許試験を受けなければなりません。

#### (4) 自動車・バイクを持つ

自動車やバイクを買うとき、ほかの人に譲るとき、車を捨てる時、住所が変わるときには、茨城運輸支局などで手続きしてください。車を買うお店が代わりに手続きしてくれる場合もあります。

自動車を買ったあと、駐車場所を確保してから、「車庫証明書」を警察署でもらいます。

ほかの人に譲るときは、登録者の名前を変更しないと、自動車を譲られた人が事故を起こしたときに、自分が責任をとらなければいけない場合があります。

また、自動車や250ccを超えるバイクを持つときは、車検を定期的に受けてください。車検証は車に置いておいてください。

※排気量が125ccを超えるバイクを持つときは、茨城運輸支局で登録手続きをして、ナンバープレートもらいます。125cc以下の原動機付自転車は、本庁にある市民税課か、那珂湊支所で手続きしてください。

## 5.8 自転車に乗る

日本で自転車に乗るときは、車道の左側を走ってください。お酒を飲んだ後の運転、二人で乗ること、傘や携帯電話を使いながら運転することは禁止されています。基準を満たしたチャイルドシートがあれば子どもを乗せることができます。13歳未満の子どもにはヘルメットを着用させてください。

### (1) 自転車の防犯登録

自転車のための防犯登録制度があります。自転車を買ったお店で手続きできます。

### (2) 自転車駐車場

生活安全課 029-273-0111 (内線) 3211、3212



#### 【勝田駅周辺自転車駐車場(有料)】

定期的か一時的に利用することができます。1時間以内であれば、料金0円で利用できます。詳しくは、[市のWebサイト\(市営自転車駐車場〈駐輪場〉のご案内\)](#)を参照してください。

#### 【放置禁止区域】

「放置禁止区域」とは、自転車を放置することが禁じられた区域のことであり、自転車を置いたままにしておくと撤去されます。放置禁止区域は、おもに駅周辺です。たとえ短時間でも、自転車は自転車駐車場へ停めてください。

#### 【撤去自転車の返還】

自転車が撤去されたときは、市営勝田駅西口自転車駐車場に取りに行ってください。返してもらうときには、お金がかかります。そのほかに印鑑、自転車の鍵、在留カードや運転免許証などの身分証明書が必要です。詳しくは、[市のWebサイト\(駅周辺への自転車の放置はやめましょう\)](#)を参照してください。

## 5.9 スマイルあおぞらバスに乗る

企画調整課 029-273-0111 (内線) 1311、1312



スマイルあおぞらバスは、市内を走るバスです。だれでも利用することができます(年末年始を除く)。小学生以上は、1回100円です。

各コースのルートや時間などは、[市のWebサイト \(スマイルあおぞらバス\)](#) を参照してください。

## 6 医療と福祉



### メディカルハンドブック

メディカルハンドブックは、病院に行ったときに役に立つ会話、病気やけがの名前をそれぞれの言語と日本語でまとめた冊子です。言語は英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、タイ語、インドネシア語、ベトナム語の9言語です。冊子は、[市のWebサイト \(non-Japanese\)](#) を参照してください。



### 6.1 医療費と公的医療保険

日本では、実際に必要な費用の一部の金額を負担することで医療が受けられる公的医療保険制度があります。公的医療保険には、会社員などのための健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療制度があり、外国籍の人もいずれかに加入しなければいけません。公的医療保険に加入していないと、治療や手術に必要な費用の全てを支払うこととなります。病院に行くときは、必ず健康保険証を持って行ってください。



	会社員などのための健康保険	国民健康保険	後期高齢者医療制度
加入条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社員</li> <li>・船員</li> <li>・公務員</li> <li>・私立学校の教員や職員</li> </ul> ※詳しくは、勤務先に問合せてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社員などのための健康保険に加入していない人(自営業など)</li> <li>・上の条件に当てはまり、3か月を超えて住むことが認められている外国人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・75歳以上の人(強制加入)</li> <li>・65歳以上で一定の障害がある人(任意加入)</li> <li>・上の条件に当てはまり、3か月を超えて住むことが認められている外国人</li> </ul>
手続きに必要なもの	勤務先に問合せてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーがわかる書類(世帯主、手続き対象の全員)</li> <li>・届出人の本人確認書類</li> <li>・在留カードとパスポートなど</li> </ul>	65歳以上で一定の障害があり、加入希望の人のみ手続きが必要です。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者の本人確認書類</li> <li>・在留カードやパスポート</li> <li>・加入する人のマイナンバーが分かる書類</li> <li>・障害者手帳</li> <li>・印鑑</li> </ul>
担当窓口	勤務先に問合せてください。	本庁にある国保年金課か、那珂湊支所	本庁にある国保年金課か、那珂湊支所
保険料 保険税	個人単位で、年齢、収入などにより決まる	世帯単位で、加入者の数、年齢、前年の収入などにより決まる	個人単位で、前年の収入などにより決まる
保険料や 保険税の 支払い方	給料から引かれる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・銀行やコンビニエンスストアで支払う</li> <li>・口座振替で支払う</li> <li>・スマートフォンアプリで支払う(PayB、PayPay、LINE Pay請求書払い)</li> <li>・本庁にある収税課か、那珂湊支所で支払う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・銀行やコンビニエンスストアで支払う</li> <li>・口座振替で支払う</li> <li>・スマートフォンアプリで支払う(PayB、PayPay、LINE Pay請求書払い)</li> <li>・本庁にある国保年金課か、那珂湊支所で支払う</li> </ul>

※仕事中にけがや病気をしたときは、会社に相談してください。医療保険ではなく、労災保険で治療が受けられる場合があります。

※ほかの市区町村に引っ越しするときや自分の国へ帰国するときは、必ず、国民健康保険証と後期高齢者医療保険証を国保年金課か、那珂湊支所に返し、支払っていない分の保険料や保険税を支払わなくてはなりません。

## (1) 国民健康保険

国保年金課 国保係	029-273-0111 (内線) 1181、1182
-----------	-----------------------------

次のような給付を受けることができます。

### 〔療養の給付〕

国民健康保険に加入していると、病院で支払う金額は、総額の2～3割になります。年齢などにより支払う金額は違います。

### 〔高額療養費の給付〕

1か月に支払った医療費が決められた金額を超えたときは、手続きすると決められた金額を超えた分のお金が戻ります。

### 〔そのほかの給付〕

国民健康保険に入っている人が死亡したとき、葬祭をおこなった人に5万円の支給があります。

詳しくは、[市のWebサイト\(国民健康保険で受けられる給付\)](#)を参照してください。

## (2) 会社員などのための健康保険

会社員などのための健康保険は、働いている人とその家族の医療費を保障してくれる保険です。家族の中で年収が高い人は、別の健康保険に入る必要があります。

## (3) 後期高齢者医療制度

国保年金課 医療係	029-273-0111 (内線) 1183、1184
-----------	-----------------------------

75歳になると、国民健康保険や会社員などのための健康保険から抜けて、後期高齢者医療制度に加入します。申請をすると65歳以上で一定の障害がある人も加入できます。

次のような給付を受けることができます。

### 〔療養の給付〕

後期高齢者医療制度に加入していると、病院で支払う金額は、総額の1割または3割になります。収入などにより支払う金額は違います。

### 〔高額療養費の給付〕

1か月に支払った医療費が決められた金額を超えたときは、手続きすると決められた金額を超えた分のお金が戻ります。

### 〔そのほかの給付〕

後期高齢者医療制度に入っている人が死亡したとき、葬祭をおこなった人に5万円の支給があります。

詳しくは、[市のWebサイト\(後期高齢者医療制度で受けられる給付について\)](#)を参照してください。



## 6.2 予防接種

健康推進課

ヘルス・ケア・センター 029-276-5222

予防接種とは、ワクチンを注射するなどして、病気に対する免疫をつけることです。

予防接種の種類により、料金や受けられる年齢などが違います。詳しくは、[市のWebサイト\(予防接種\)](#)を参照してください。



### (1) 大人向け

インフルエンザ、高齢者肺炎球菌予防接種、風しん抗体検査と予防接種など

### (2) 子ども向け

乳幼児の定期予防接種（ロタウイルス、ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、四種混合、BCG、麻しん風しん混合、水痘、日本脳炎）、就学後の定期予防接種（日本脳炎、二種混合（ジフテリア、破傷風）、子宮頸がんワクチン）など

## 6.3 成人の健康診査

健康推進課

ヘルス・ケア・センター 029-276-5222

ヘルス・ケア・センターか那珂湊保健相談センターで自分に必要ながん検診を登録すると、そのがん検診の受診券が毎年郵送されます。登録の有効期間は5年間です。健康診査やがん検診の種類によって、実施する日や場所、料金が違います。詳しくは、[市のWebサイト\(医療・健康診断\)](#)を参照してください。

### (1) 40歳未満の方

ヤング健診（身体計測、血圧、尿検査、血液検査）：18歳～39歳までの男女

子宮がん検診：20歳以上の女性

乳がん検診：30歳以上の女性（マンモグラフィは40歳以上）

### (2) 40歳以上の方

結核・肺がん検診、胃がん検診、大腸がん検診、肝炎ウイルス検診（§）、前立腺がん検診（§）、骨粗しょう症検診（§）

※§印の検診は登録が必要ありません。

## 6.4 生活困窮者への支援

生活支援課 029-273-0111 (内線) 7206

生活に困窮している人は、自立した生活を送れるよう、相談をすることができます。相談者の状況に応じて何が必要かを一緒に考え、自立に向けた支援を行います。詳しくは、[市のWebサイト \(生活困窮者自立相談支援事業\)](#) を参照してください。

## 6.5 障害福祉

障害福祉課 029-273-0111 (内線) 7211、7212、7213、7214

障害のある人が医療や福祉の相談や支援を受けやすくするために、手帳を交付しています。

「身体障害者手帳」… 身体に障害のある人

「療育手帳」… 知的障害のある人

「精神障害者保健福祉手帳」… 精神障害のある人

詳しくは、[市のWebサイト \(障害者支援\)](#) を参照してください。

なお、医療費の支援については「自立支援医療」もあります。

詳しくは、[市のWebサイト \(医療給付\)](#) を参照してください。

## 6.6 公的年金制度

国保年金課 年金係 029-273-0111 (内線) 1185、1186



日本では年をとったり、病気やけがをしたりして、仕事ができなくなったときにお金がもらえる公的年金制度があります。外国人も加入しなければいけません。

公的年金には、基礎年金とも呼ばれる国民年金と厚生年金の2種類があります。

制 度	説 明	
国民年金 (基礎年金)	対 象	日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての人
	担当窓口	本庁の国保年金課か、那珂湊支所 ※会社員などのための健康保険に加入した人は、手続きは必要ありません
	手続きに 必要なもの	・印鑑 ・本人確認書類 (運転免許証、在留カード、パスポート、マイナンバーカードなど) ・年金手帳
	支払い方	・銀行やコンビニエンスストアで支払う ・銀行口座やクレジットカードで支払う
厚生年金	対 象	会社などで働く人
	手続き	勤務先に問合せてください。
	支払い方	・雇い主と働く人が半分ずつ支払う ・給料やボーナスから引かれる

国民年金には、「第1号被保険者」「第2号被保険者」「第3号被保険者」の3種類があります。どの種類に加入するかで、保険料の支払い方が違います。

- ①第1号被保険者：自営業、農業者、漁業者、学生、無職の人
- ②第2号被保険者：会社などで働く人、公務員など（厚生年金加入者）
- ③第3号被保険者：厚生年金保険加入者の家族扶養になっている配偶者

※公的年金制度に加入している人のうち、年金をもらわずに自分の国に帰る人が、手続きするとお金をもらえることがあります。これを脱退一時金と言います。

## 6.7 介護保険

介護保険課 029-273-0111 (内線) 7241、7242、7243、7244、7245、7246

介護保険制度は、高齢者介護の負担を家族だけではなく社会全体で支え合う制度です。40歳以上のすべての人が加入しなければなりません。外国人も短期滞在者を除いて加入し、介護保険料を支払う義務があります。

寝たきりや認知症などで介護が必要になったときや、日常生活で支援が必要な状態になったときに、費用の一部を支払って必要な介護サービスを利用することができます。

ただし、介護サービスを受けるには、要介護申請や要支援申請が必要です。

詳しくは、[市のWebサイト\(介護保険\)](#)を参照してください。

# 7 子育て

## 7.1 出産に関する支援

### (1) 母子健康手帳

市民課	029-273-0111 (内線) 1172、1173、1174、1175
健康推進課	ヘルス・ケア・センター 029-276-5222



妊娠したら、ヘルス・ケア・センター、那珂湊保健相談センター、市民課に妊娠したことを伝え、母子健康手帳をもらいます。病院に行くときは、母子健康手帳を持っていきます。母子健康手帳は、妊娠中のお母さんの健康と、赤ちゃんの健康や予防接種に関することを記録する手帳です。必要なものはマイナンバーがわかる書類です。

### (2) 「いばらきkids club」カード

子ども政策課	029-273-0111 (内線) 7223、7224
--------	-----------------------------

妊娠中の妻とその夫、または18歳未満の子どもがいる保護者を対象に「いばらきkids club」カードを交付しています。全国の協賛店でカードを見せると、割引などのサービスを受けることができます。サービスはお店によって違います。

### (3) 妊婦への支援

#### 〔妊娠・出産に関する支援〕

健康推進課	ヘルス・ケア・センター 029-276-5222
妊産婦育児相談室専用電話	ヘルス・ケア・センター 029-229-1157

妊娠しているときや赤ちゃんが生まれてから、心配なことがあったら、母子保健コーディネーターや保健師に相談できます。電話をしたり、家に来てもらうことができます。

#### 〔妊娠・出産に関する相談 — ひたちなか市以外〕

妊娠・出産についていろいろな相談できます。ただし、日本語での対応になります。

#### ■ 公益社団法人茨城県看護協会

すこやか妊娠ホットライン 電話 029-301-1124

相談時間 10:00～18:00 (土日祝・8/13～8/15・年末年始を除く)

## [ プレパパ・プレママ教室 ]

健康推進課

ヘルス・ケア・センター 029-276-5222

お母さんになる人に、妊娠中の過ごし方や赤ちゃんを育てるときに大切なことを教えてくれる教室です。お父さんも参加できます。

教室に行くと、同じところに赤ちゃんが生まれる人と、友達になることもできます。

### (4) 出産育児一時金

国保年金課 国保係

029-273-0111 (内線) 1181、1182

出産したときの費用の一部を支援する制度があります。国民健康保険に加入している人は国保年金課に、会社員などのための健康保険に加入している人は勤務先に問合せてください。詳しくは、[市のWebサイト\(国民健康保険で受けられるサービス 出産育児一時金\)](#)を参照してください。

### (5) 産後ケア

健康推進課

ヘルス・ケア・センター 029-276-5222

出産後、家族の協力を受けることができないお母さんや、生後1歳までの赤ちゃんの育児に不安があるときは、病院で育児に必要な指導や心身のケアを受けられます。宿泊型とデイサービス型があり、お金がかかります。詳しくは、[市のWebサイト\(産後ケア事業\)](#)を参照してください。

### (6) 未熟児養育医療給付

国保年金課 医療係

029-273-0111 (内線) 1183、1184

赤ちゃんが成長しないうちに生まれ、入院治療を受けるときに、その治療費を支援する制度があります。

## 7.2 子育てに関する支援

### (1) 子育てに関する支援

子育てダイヤル (健康推進課)

ヘルス・ケア・センター 029-276-5222

子育てについて心配なことがあるときに相談できます。

### (2) 児童手当

子ども政策課

029-273-0111 (内線) 7223、7224

日本で子どもを育てている人は、子どもが中学校を卒業するまで、児童手当をもらうことができます。詳しくは、[市のWebサイト\(児童手当について\)](#)を参照してください。

対 象

日本に住む15歳の誕生日後の3月31日までの子どもをもつ保護者

支給額

年齢や子どもの人数によってもらえる金額が決まります。年3回(6月、10月、2月)もらえます。



### (3) 児童扶養手当

子ども政策課	029-273-0111 (内線) 7223、7224
--------	-----------------------------

親の離婚や死亡による、ひとり親世帯の人は児童扶養手当をもらえます。たくさん所得がある人はもらえません。詳しくは、[市のWebサイト\(児童扶養手当\)](#)を参照してください。

**対 象** ひとり親世帯で、18歳の誕生日後の3月31日までの子どもの世話をするお父さん、お母さん、養育者(お父さんやお母さんに代わって子どもを養育する人)  
※障がい児は20歳未満まで対象です。

**支給額** 子どもの人数や所得額によってもらえる金額が決まります。2か月に1回もらえます。

### (4) 子育て支援家庭訪問事業(ホームスタート)

NPO法人たまり場ぽぽ	080-4350-4150
-------------	---------------

子ども政策課	029-273-0111 (内線) 7227
--------	------------------------

ホームスタートは、妊娠中か6歳未満の子どもがいて、子育てが不安な人や近くに相談できる知り合いがいない人のための制度です。子育て経験がある人が週に1回2時間程度、家に来てくれて、一緒に子どもと遊んだりします。また、お母さんやお父さんの話を聞いて、不安な気持ちを軽くします。基本的に、4回利用できます。利用料金は0円です。

### (5) 子どもに関する相談

市家庭児童相談室(子ども政策課内)	029-273-0111 (内線) 7221、7222、7228 029-273-0117 (直通)
-------------------	---

茨城県中央児童相談所子ども相談企画課	029-221-4150
--------------------	--------------

18歳未満の子どもに対する虐待や、子育ての悩みなどについて相談できます。

詳しくは、[市のWebサイト\(家庭児童相談室\)](#)か[茨城県の茨城県中央児童相談所](#)(外部リンク)を参照してください。

もしも虐待されている子どもがいたり、様子がおかしいことがあったら、すぐに児童相談所虐待対応ダイヤル「189」に電話してください。

## 7.3 医療福祉費支給制度 (マル福)

国保年金課 医療係

029-273-0111 (内線) 1183、1184

医療費の一部を支援する医療福祉費支給制度 (マル福) があります。

たくさん収入がある人はもらえません。

詳しくは、[市のWebサイト \(医療福祉費支給制度 \(マル福\) のご案内\)](#) を参照してください。

### 〔妊産婦〕

母子健康手帳をもらった月から出産の次の月までの医療費

### 〔小児〕

0歳から18歳になる日以降の3月31日までの子どもの医療費

### 〔ひとり親家庭〕

18歳未満の子どもを養育している人とその子どもの医療費

### 〔重度心身障がい者〕

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人の医療費 (等級の要件があります)

## 7.4 子育て支援施設

### (1) 保育園 (保育所)

幼児保育課

029-273-0111 (内線) 7225、7226

保護者が仕事や病気のため、子どもの世話ができないとき、日中、保護者に代わって世話をする施設です。ひたちなか市には、認可保育所として、公立保育所が5所、民間保育園が19園あります。詳しくは、[市のWebサイト \(保育所\)](#) を参照してください。



### (2) 認定こども園

認定こども園は、幼稚園と保育園を合わせた施設です。ただし、ひたちなか市には認定こども園はありません。

### (3) 子育て支援センター「ふぁみりこ」

「ふぁみりこ」は、0歳から小学校に入る前の子どもが安全に遊べる場所です。保護者の付き添いが必要です。スタッフとの交流や、ほかの保護者との交流もできます。詳しくは、[市のWebサイト \(子育て支援センター「ふぁみりこ」\)](#) を参照してください。

## 8 教育

### 8.1 日本の教育制度

日本では、小学校と中学校は義務教育です。高等学校や大学などは、希望する学校の試験を受けて入学します。そのほか、専門の技術を教える専修学校があります。

国が運営する国立、都道府県市区町村が運営する公立、そして学校法人が運営する私立があります。ひとつの学年は、4月に始まり3月に終わります。



0～6歳	6～12歳	12～15歳	15歳～	18歳～	22歳～
幼稚園 【3～6歳】	小学校 (6年間)	中学校 (3年間)	高等学校 (3年間)	大学 (4年間)	大学院 (2年間～)
保育園 【0～6歳】				短期大学 (2年間)	
認定こども園 【0～6歳】				専門学校 (1～3年間)	
			高等専門学校 (5年間)		

保育園、認定こども園については、「7.4子育て支援施設」を参照してください。

### 8.2 幼稚園

市立幼稚園：学務課 029-273-0111 (内線) 7311、7312

私立幼稚園：幼児保育課 029-273-0111 (内線) 7225、7226

幼稚園は、小学校に入学する前までの子どもが通うことができます。保護者の仕事に関係なく利用することができ、希望する幼稚園に直接申し込みます。ひたちなか市には4つの市立幼稚園と6つの私立幼稚園があります。詳しくは、[市のWebサイト \(幼稚園\)](#) を参照してください。





## 8.3 小学校、中学校

### (1) 入学する

学務課

029-273-0111 (内線) 7322

小学校に入学予定の子どもがいる保護者に、市から1月末までに入学通知書が郵送されます。中学校の場合は、2月末までに入学通知書が郵送されます。決められた日までに、手続きしてください。手続きのときは、入学通知書や子どもの在留カードが必要です。決められた日までに手続きできないときでも、いつでも受け付けています。入学通知書が郵送されないときもあります。子どもが入学する年齢に近づいたら、事前に教育委員会学務課に問い合わせてください。詳しくは、[市のWebサイト\(入園・入学・転入学の手続き\)](#)を参照してください。



### (2) 転入学

引っ越しなどで学校が変わるときは、「4.3学校が変わるとき」を参照してください。

### (3) 費用について

公立の小学校、中学校では、授業料や教科書は料金0円です。ただし、学用品、校外活動、給食などのお金がかかります。

### (4) 日本語がわからないとき

日本語がわからない子どものために、日本語を教えるボランティアが週1~2回学校に来てくれます。学校の先生に「ボランティアに日本語を教えて欲しい」と話してください。

### (5) 放課後学童クラブ

青少年課

029-272-5883

学童クラブとは、学校が終わったあとや第一土曜日、夏休みなどに仕事や病気で保護者が子どもの世話をできないときに、子どもに遊びや生活の場を与えている場所です。

#### [ 公立学童クラブ ]

ひたちなか市には、小学1年生から6年生までを対象として、全ての公立小学校に学童クラブがあります。青少年課に申し込んでください。詳しくは、[市のWebサイト\(公立学童クラブ\)](#)を参照してください。

#### [ 民間学童クラブ ]

ひたちなか市内には民間学童クラブもあります。詳しくは、[市のWebサイト\(民間学童クラブ一覧\)](#)を参照してください。

### (6) 就学支援

学務課 保健給食室

029-273-0111 (内線) 7325、7326

就学支援は、経済的な理由で学校の費用の支払いに困っている人を支援する制度です。詳しくは、[市のWebサイト\(就学援助\)](#)を参照してください。

## 8.4 高等学校

### (1) 入学する

高等学校は、中学校を卒業した生徒のための学校で、義務教育ではありません。高等学校に行くと、専門的な勉強ができ、選べる仕事が増えます。定時制課程の有無については、希望する学校に確認してください。



#### 【茨城県の県立高等学校】

一般入学試験の内容は、5教科の学力検査などです。外国人は、次の条件を満たしていれば、日本人と同じ一般入学試験を受けることができます。

- ・原則として、保護者とともに茨城県内に住んでいるか、入学日までに茨城県内に住む予定の人
- ・日本の中学校を卒業していなくても海外で9年の課程を修了したと同じ程度の学力があること

※さらに、外国籍の人で、日本にいる期間が3年より短い人は、「外国人生徒の特例入学者選抜」を受けることができます。特例入学者選抜は、試験科目が「一般入学試験」より少ない国語・数学・外国語（英語）の3教科で、面接もあります。

#### 【私立高等学校】

入学条件は学校によって違います。行きたい高等学校に問合せてください。

### (2) 費用について

#### 【茨城県の県立高等学校】

##### ① 授業料

授業料などのお金がかかります。

##### ② 就学支援金

授業料に使うための就学支援金は、年間の収入と家族構成などによって異なりますが、一般的には授業料が0円になります。詳しくは、[茨城県教育委員会のWebサイト（県立高校授業料等の免除制度について）](#)（外部リンク）を参照してください。または、学校に問合せてください。

##### ③ 奨学金

茨城県内に住む高校生で、経済的な理由で学校に通うことが難しい人は、申請して認められれば奨学金をもらえます。詳しくは、[茨城県教育委員会のWebサイト（奨学金情報）](#)（外部リンク）を参照してください。

#### 【私立高等学校】

##### ① 授業料

授業料などのお金がかかります。授業料は、県立高等学校より高額で、学校によって異なります。詳しくは、行きたい学校に問合せてください。

##### ② 就学支援金

授業料に使うための就学支援金は、通っている高校の授業料が平均程度であれば、授業料が0円になることがあります。

##### ③ 奨学金

申請して認められれば奨学金をもらえます。

# 9 働く

## 9.1 仕事を探す

外国人が日本で働くためには、日本で働くことができる在留資格を持ち、希望する仕事はその在留資格で認められた仕事でなくてはなりません。仕事を探すときは、ハローワークや茨城県外国人材支援センターに相談してください。



### ■ ハローワーク水戸

〒310-8509 茨城県水戸市水府町1573-1

電話 029-231-6223

ハローワーク水戸には、外国人雇用サービスコーナーがあります。

月曜日・火曜日・木曜日 10:00～15:00 (英語とポルトガル語の通訳を利用できます。)

## 9.2 働くときに知っておきたいこと

### (1) 労働契約

労働契約とは、働く人と雇い主でおこなう契約です。

雇い主は、働く人に対して、賃金、労働時間などについて書いてある契約書類を渡さなければなりません。書類がないと、トラブルが発生することもあります。詳しく決めることが大切です。

- ①労働契約の期間
- ②働く場所、仕事の内容
- ③仕事を始める時刻と終わりの時刻、時間外労働の有無、休憩時間、休日、休暇 など
- ④賃金、支払方法、賃金の締切、支払いの時期
- ⑤退職に関すること

### (2) 派遣労働者

派遣労働者とは、労働契約を結んでいる会社から、実際に働く会社へ派遣される人のことです。派遣元の会社は、国から許可を受けた会社です。給料や社会保険は派遣元の会社が決めます。

### (3) 最低賃金

最低賃金は、県や仕事で違います。雇い主はそれ以上の賃金を支払わなければいけません。茨城県の最低賃金1時間851円 (2020年10月1日現在)

### (4) 解雇

雇い主が働いている人を一方的に辞めさせることはできません。理由もなく辞めさせられたときは、すぐに労働基準監督署などに相談してください。

## (5) パートタイマー

パートタイマーは、働く時間の短い人のことです。パートタイマーに対しても、雇い主は労働関係の法律を守らなければいけません。

## (6) 仕事に事故などがあったとき (労災保険)

働く人が仕事でケガや病気をしたときには、雇い主が医療費を支払ったり、休んでいる間の補償をしなければいけません。詳しいことは、勤務先や近くの労働基準監督署に相談してください。

## (7) 困ったとき

仕事でのけがや労災保険、労働基準法、最低賃金について相談できます。

### ■ 外国人労働者の労働条件相談コーナー (茨城労働局)

〒310-8511 水戸市宮町1丁目8-31 茨城労働総合庁舎6F

電話 029-224-6214

言語	相談日時
中国語	月曜日 (第5週を除く)、第1・2火曜日 9:30~16:30
スペイン語、英語	第1・2月曜日、木曜日 (第5週を除く) 9:00~15:30

## 9.3 雇用保険

雇用保険は、働く人が仕事を失くしたときに、仕事が見つかるまで、生活ができるようお金がもらえるしくみです。

### (1) 雇用保険への加入と被保険者資格

保険料は、働く人と雇い主がそれぞれ支払います。雇い主が手続きします。

日本で仕事ができる在留資格があれば、外国人も加入できます。まだ加入していない人も過去2年前までなら、戻って加入できる場合があります。

### (2) 失業給付を受ける

仕事を変えたい人は、仕事を辞める前の2年間のうち12か月以上雇用保険に加入していれば、失業給付金をもらうことができます。仕事をするつもりのない人は失業給付金をもらえません。離職票を持って、ハローワークで手続きしてください。

会社を辞めさせられたり、会社が倒産したときは、仕事を失くす前の1年間で6か月間以上雇用保険に加入していればもらえる場合があります。詳しくは、ハローワーク水戸に問合せしてください。

### ■ ハローワーク水戸

〒310-8509 茨城県水戸市水府町1573-1

電話 029-231-6223

# 10 税金

## 10.1 日本の税金について

市税に関すること：ひたちなか市 市民税課	029-273-0111 (内線)3121、3122、3123、3124、3125
----------------------	--

国税に関すること：太田税務署	0294-72-2171
----------------	--------------

県税に関すること：常陸太田県税事務所	0294-80-3310
--------------------	--------------

日本で働いた人、住んでいる人、買い物をした人などは、国や県、市に「税金」を支払います。「税金」はみなさんの生活のために使われます。外国人であっても、一定の条件に当てはまるときは、税金を支払う必要があります。

日本の税金は、国に支払う国税と、県や市区町村に支払う地方税に分かれていて、支払い先が違います。また、自分で支払う直接税と、物を買った代金に税金が含まれている間接税があります。

自分の国に帰るとき、支払っていない税金が残っているときは、全部支払う必要があります。支払わないと、支払期限の次の日から、追加でお金がかかります。財産の差し押さえなどの処分を受けるかもしれません。

			直接税		間接税		
納付先	国税	税務署	所得税	給料をもらったとき	消費税 (物を買ったとき)	たばこ税 (たばこを買ったとき)	
			法人税	会社経営者が納める			
			相続税	遺産をもらったとき			酒税 (酒を買ったとき)
			贈与税	お金をもらったとき			
地方税	県税事務所	自動車税 (660cc以上の車を持っているとき)		地方消費税 (物を買ったとき)	県や市のたばこ税 (たばこを買ったとき)		
		不動産取得税 (土地や家を買ったとき)					
地方税	市役所	県民税 (住民が支払う)					
		市民税 (住民が支払う)					
		国民健康保険税 (国民健康保険に加入しているとき)					
		軽自動車税 (バイク、軽自動車を持っているとき)					
		固定資産税 (家や土地を持っているとき)					

## 10.2 所得税

### (1) 所得税とは

所得税とは、その年の1月から12月までの所得に対して、国に支払う税金です。外国人は条件によって税率が違います。日本に住所がある期間が1年より短い人は所得の約20%の税金がかかります。それ以外の人は、日本人と同じ税率です。

### (2) 源泉徴収票

源泉徴収票は、税金を支払ったことを証明する書類です。その年の1月から12月までの1年間にもらった給料と、支払った所得税の金額などが書いてあり、次の年の1月末までに、雇い主からもらいます。会社をやめたときは、やめた日から1か月以内に、源泉徴収票を雇い主からもらいます。源泉徴収票は在留資格の手続きなどで必要になるので、持っていてください。

## 10.3 確定申告

### (1) 確定申告とは

確定申告とは、前の年の1月1日から12月31日の1年間の所得から税金を計算して申告することです。所得税が自動的に給料から引かれていない人や、2ヶ所以上から給料をもらっている人、給料以外に収入がある人などが対象です。次の年の2月16日から3月15日までに、市役所や近くの税務署で「確定申告」をする必要があります。

### (2) 申告に必要なもの

- ① 確定申告書
- ② 前の年の年間の所得を証明するもの（源泉徴収票や支払い証明書）
- ③ 扶養控除に必要なもの（本国にいる扶養者の出生証明や送金証明など）
- ④ 保険料控除に必要なもの（保険の控除証明書）
- ⑤ 在留カード
- ⑥ マイナンバーを確認できる書類
- ⑦ 印鑑かサイン

### (3) 税金の還付

多くの医療費を支払った人や、災害や盗難などにより損害を受けた人、新しく家を建てた人、年間の収入が低い人などが対象です。税務署に確定申告すると、5年前から現在までに支払った税金の一部が返ってくる場合があります。

この申告は、税務署で受け付けています。在留資格の更新や変更のときに、確定申告の写しが必要になる場合があります。必要な人は、税務署で発行してもらいます。

## 10.4 扶養控除

扶養控除とは、子どもや親、親族を養っている場合に、税金の控除を受けられる制度です。扶養控除を受けるときは、毎年会社から配布される「給与所得者の扶養控除（異動）申告書」と関係書類を提出しなければなりません。

## 10.5 住民税

市民税課

029-273-0111（内線）3121、3122、3123、3124、3125

### (1) 住民税とは

前の年の所得により、県や市に支払う税金です。

国籍にかかわらず、毎年1月1日時点でひたちなか市に住所を持つ人が支払います。その年の6月から翌年5月まで、12か月に分割した金額が、毎月の給料から自動的に引かれます。また、あなたの銀行口座や郵便局の口座から、自動的に引き落とすこともできます。

住民税が自動的に給料や口座から引かれない人は、納税通知書が郵送されますので、銀行、郵便局、コンビニエンスストア、スマートフォンアプリ（PayB、PayPay、LINE Pay請求書払い）、市役所収税課で支払います。自分の国と日本が租税条約を結んでいるときは、二重課税を回避できる場合があります。

### (2) 納税証明書、所得証明書

市民税課

029-273-0111（内線）3126、3127

在留資格を変えるとき、子どもが保育園に入るとき、公営住宅に住むときなど、収入を証明する書類が必要です。書類が必要な人は、市民税課へ問合せください。

災害を受けたとき、病気や失業で税金を支払えないときには、税金の支払期限が長くなったり、支払わなくてよくなる場合があります。

## 10.6 消費税

消費税は、物を買ったときに支払う税金です。

税率は8%または10%で、品物によって違います。（2020年現在）

## 10.7 自動車税

常陸太田県税事務所

0294-80-3310

自動車税は、毎年4月1日の時点で自動車を持っている人が支払う税金です。

納税通知書が郵送されますので、決められた日までに、銀行、県税事務所、コンビニエンスストアで支払います。

## 10.8 軽自動車税

市民税課 029-273-0111 (内線) 3126、3127

軽自動車税は、毎年4月1日の時点で、原動機付自転車、軽自動車、大型・中型バイクなどを持っている人が支払う税金です。納税通知書が郵送されますので、決められた日までに、銀行、郵便局、コンビニエンスストア、市役所収税課で支払います。

## 10.9 国民健康保険税

国保年金課 国保係 029-273-0111 (内線) 1181、1182

ひたちなか市に住民票があり国民健康保険に加入している人が前の年の収入によって、世帯単位で支払う税金です。

## 10.10 固定資産税

資産税課 029-273-0111 (内線) 3111、3112、3113、3114、3115、3116

固定資産税は、毎年1月1日時点でひたちなか市に土地・家屋・償却資産を持っている人が支払う税金です。

# 11 近隣の観光地

ひたちなか市には、ネモフィラで有名な国営ひたち海浜公園があります。詳しくは、[市のWebサイト\(観光サイト\)](#)を参照してください。さらに、茨城県全体では、水戸市の偕楽園、つくば市の筑波山、大子町の袋田の滝など人気の観光スポットがあります。

詳しくは、[茨城県公式観光情報ポータルサイト](#)(外部リンク)を参照してください。



# 12 そのほかの相談先一覧

## 12.1 在留手続き

### ■外国人在留総合インフォメーションセンター

TEL:0570-013904 (IP、PHS、海外:03-5796-7112)

<http://www.immi-moj.go.jp/info/> (外部リンク)

平日 8:30~17:15 (英語、韓国語、中国語、スペイン語など)



ひたちなか市

# 外国人のための 生活ガイドブック

～ひたちなか市でくらす～

令和3年4月1日発行  
ひたちなか市市民活動課

〒312-8501 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号  
電話：029-273-0111 (内線) 3222,3223,3224